

兵庫県公報

令和5年2月3日 金曜日 第384号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 保安林の指定予定（治山課）	1
○ 同 上（同）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（建築指導課）	4
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（但馬県民局）	4
○ 同 上（同）	5
○ 道路の位置指定（丹波県民局）	8
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 令和5年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修受講生の募集（公園緑地課）	11
○ 入札公告（中播磨県民センター）	13

告 示

兵庫県告示第131号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年2月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 保安林予定森林の所在場所
豊岡市森尾字大内148の2、150の1、175、177の1、177の4
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第132号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年2月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市森尾字市尾116、119、字上市尾757、767
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第133号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年2月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市畑上字割石628
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第134号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年2月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市日高町万場字大杉83の1、83の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第135号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年2月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市但東町赤花字主楼谷東側324の3
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第136号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年2月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市但東町畑字大野山222の9
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第137号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定

である旨の通知があった。

令和5年2月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市但東町水石字平野山1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第138号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨神戸県民センター長から報告があった。

令和5年2月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 日時
令和5年2月13日（月）午前10時から午前11時まで
- 2 場所
神戸市長田区浪松町3丁目2番5号 兵庫県西神戸庁舎 4階A会議室
- 3 被聴聞者

商号又は名称	株式会社アイワメディアプラン
代表者氏名	井上和樹
事務所所在地	神戸市長田区腕塚町四丁目4番9号
免許証番号	兵庫県知事(9)第9023号
免許年月日	令和4年5月14日



兵庫県告示第139号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第20号に掲げる小型いか釣り漁業のうち、漁船法（昭和25年法律第178号）第10条に基づき兵庫県知事の備える漁船原簿に登録を受けた船舶を使用するものにつき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年2月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

区分	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格
兵庫県10トン以上船	小型いか釣り漁業	別記1	別記2	定めなし	10トン以上 30トン未満	3隻	別記3

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和5年2月7日から同年3月7日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

令和5年5月1日(同月2日以降の許可は許可の日)から令和6年4月30日まで

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、概ね次に掲げる条件を付することがある。

ア 船体両側の見やすい位置に別記様式第1号の許可番号を標示しなければならない。

イ 北緯36度線以北の海域のうち、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内において操業する場合、集魚灯数の最高限度は、3キロワット以内の電球18個までとし、電球の数は、ソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない。

別記1 操業区域

北緯36度線以北の兵庫県日本海海面

別記2 漁業時期

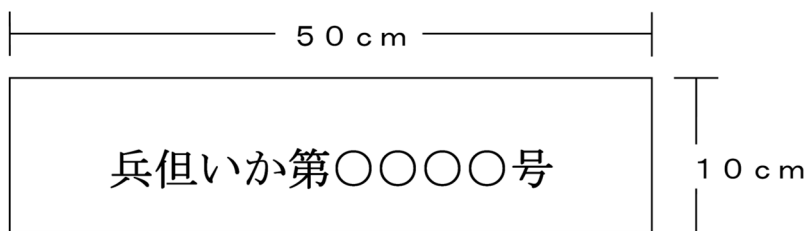
北緯36度線以北の海域のうち、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内においては、5月1日から翌年2月末日まで。それ以外の海域においては1月1日から12月31日まで

別記3 漁業を営む者の資格

次に掲げる主たる根拠地で知事の漁船登録を受けた船舶を使用する者

- 1 豊岡市(平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては豊岡市、城崎郡城崎町、同郡竹野町)
- 2 香美町(平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては城崎郡香住町)
- 3 新温泉町(平成17年9月30日以前に登録された船舶にあつては美方郡浜坂町)

別記様式第1号



許可プレートの色は白地、文字は黒とする。



兵庫県告示第140号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第20号に掲げる小型いか釣り漁業のうち、漁船法(昭和25年法律第178号)第10条に基づき兵庫県以外の都道府県知事の備える漁船原簿に登録を受けた船舶を使用するものにつき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年2月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

区分	制限措置							
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格	
1	鳥取県 島根県 京都府 10トン未満船	小型いか釣り漁業	別記1の1	別記2の1	定めなし	5トン以上 10トン未満	7隻	別記3の1
2	鳥取県 島根県 京都府 10トン以上船	同上	別記1の2	別記2の2	同上	10トン以上 30トン未満	7隻	別記3の2
3	上記以外	同上	別記1の3	同上	同上	5トン以上 30トン未満	31隻	別記3の3

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和5年2月7日から同年3月7日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、区分（1の表に掲げる区分をいう。以下同じ。）ごとに次に掲げるとおりとする。

区分	有効期間
1	令和5年5月1日（同年5月2日以降の許可は許可の日）から令和6年4月30日まで
2及び3	令和5年5月1日（同年5月2日以降の許可は許可の日）から令和6年2月29日まで

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、区分ごとに概ね次に掲げる条件を付することがある。

区分	条件
1	別記4の1、2及び3
2	別記4の1、4及び5
3	別記4の1、5

別記1 操業区域

- 1 兵庫県日本海海面
- 2 北緯36度線以北の兵庫県日本海海面
- 3 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域以遠の兵庫県日本海海面

別記2 漁業時期

- 1 5月1日から翌年4月30日まで
- 2 5月1日から翌年2月末日まで

別記3 漁業を営む者の資格

- 1 鳥取県、島根県又は京都府知事の漁船登録を有する船舶を使用する者
- 2 鳥取県、島根県又は京都府知事の漁船登録を有する船舶を使用する者で、次に掲げる港の中から主たる港を含め2港以内を漁獲物の陸揚港として選定し、陸揚げの同意を得ている者
（陸揚港 津居山港、竹野港、柴山港、香住港及び浜坂港）
- 3 兵庫県、鳥取県、島根県又は京都府以外の都道府県知事の漁船登録を有する船舶を使用する者で、次に掲げる港の中から主たる港を含め2港以内を漁獲物の陸揚港として選定し、陸揚げの同意を得ている者

(陸揚港 津居山港、竹野港、柴山港、香住港及び浜坂港)

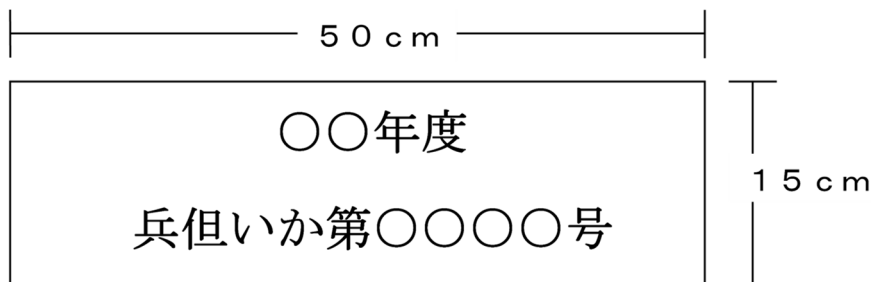
別記4 条件

- 1 船体両側の見やすい位置に別記様式第1号の許可番号を標示するとともに、船体の高い位置に別記様式第2号の標旗を掲げなければならない。
- 2 集魚に使用する光力の制限は別表のとおりとする。
- 3 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域において操業する場合、集魚灯に使用する電球の数はソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない。
- 4 北緯36度線以北の海域のうち、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内において操業する場合、集魚灯数の最高限度は3キロワット以内の電球18個までとし、電球の数はソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない。
- 5 漁獲物の陸揚港として申請者の選定に基づき指定された港以外の港で漁獲物を陸揚げしてはならない。但し、暴風雨、船体の損傷、その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

別表 集魚に使用する光力の制限

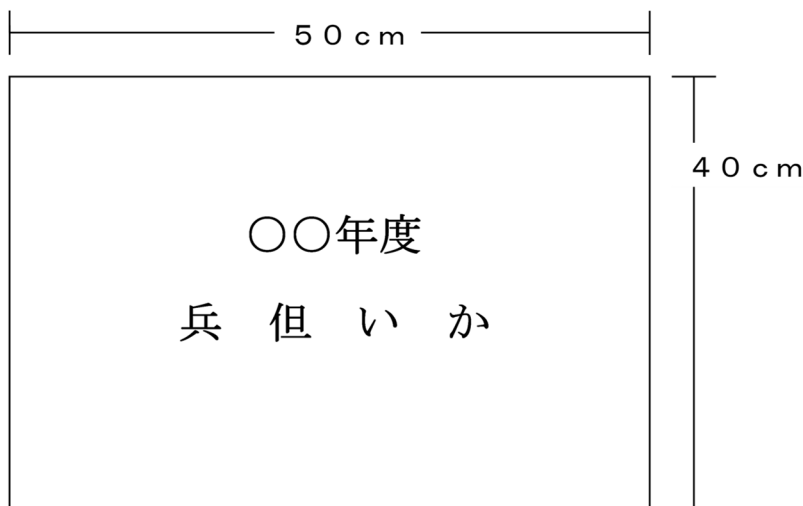
適用する海域	適用する水深帯	漁船1隻が点灯できる集魚灯数の最高限度
鋸崎から真方位0度の線 (東経134度31.04分の線) 以西の兵庫県日本海海面	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線以浅	3キロワット以内の電球 9個 但し7月1日から9月30日までの間は6個
	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線から、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3キロワット以内の電球 18個
鋸崎から真方位0度の線 (東経134度31.04分の線) 以东の兵庫県日本海海面	水深100メートルまで	3キロワット以内の電球 6個
	水深100メートルから水深200メートルまで	3キロワット以内の電球 15個
	水深200メートルから、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3キロワット以内の電球 18個

別記様式第1号



許可プレートの色は白地、文字は黒とする。

別記様式第2号



兵庫県告示第141号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和5年2月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

指 定 番 号	指定年月日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第R04丹波位置 0004号	5.1.20	丹波篠山市杉字八反田ノ坪221番1の一部	6.00	91.392

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年2月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ホームセンターコーナン三田対中店
 所在地 三田市対中町1397番 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 住所 代表者の氏名
 コーナン商事株式会社 堺市西区鳳東町四丁401番地1 疋田直太郎
- 3 変更事項
 (1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

名称 オークワ三田店

イ 変更後

名称 ホームセンターコーナン三田対中店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社オサフネ	三田市対中町19-12	長 船 大 悟
株式会社オークワ	和歌山市中島185番地の3	大 桑 弘 嗣
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢 野 靖 二

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社オサフネ	三田市対中町19-12	長 船 大 悟
コーナン商事株式会社	堺市西区鳳東町四丁401番地1	疋 田 直太郎
株式会社ロピア	川崎市幸区南幸町二丁目9番地	高 木 優 輔

4 変更年月日

令和4年9月14日

5 届出年月日

令和4年12月12日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和5年2月3日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年6月5日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年2月3日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ケーズデンキ日生中央店

所在地 川辺郡猪名川町松尾台一丁目1-9 他7筆

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社サンプラス	堺市堺区甲斐町西一丁目1番31号	松 永 泰 正

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

名称 ケーズデンキ日生中央パワフル館

イ 変更後

名称 ケーズデンキ日生中央店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市柳町一丁目13番20号	井川留雄

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南二丁目7番5号	杉本正彦

4 変更年月日

令和4年8月3日 ほか

5 届出年月日

令和4年12月20日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和5年2月3日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年6月5日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年2月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス山崎インター店
所在地 宍粟市山崎町下広瀬104-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	横山英昭

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア 変更前

(仮称) ドラッグコスモス山崎南店

イ 変更後

ドラッグコスモス山崎インター店

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	宇野正晃

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	横山 英 昭

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	宇野 正 晃

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	横山 英 昭

(4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

ア 変更前

出口1箇所、入口1箇所

イ 変更後

出入口2箇所

4 変更年月日

令和5年2月1日 ほか

5 届出年月日

令和5年1月19日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和5年2月3日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年6月5日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



令和5年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修受講生の募集

兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則（平成10年兵庫県規則第69号）第3条第1項の規定により、令和5年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修の受講生を次のとおり募集する。

令和5年2月3日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 研修内容

園芸療法に関する研修

2 募集人員

全寮制コース 若干名

3 修業年限

1年

4 受講生の決定方法

適性検査、筆記試験及び個人面接・グループワークにより、受講生を決定する。

5 試験日及び会場

(1) 日程

令和5年2月25日（土）

(2) 会場

淡路市野島常盤954-2

兵庫県立淡路景観園芸学校

6 応募資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 大学を卒業した者及び令和5年3月卒業見込みの者
- (2) 医療・福祉・介護・農業・園芸・造園関連の短期大学、専門学校又は大学校を卒業した者及び令和5年3月卒業見込みの者
- (3) 医療・福祉・介護・農業・園芸・造園関連以外の短期大学、専門学校、高等専門学校又は大学校を卒業した者で医療・福祉・介護・農業・園芸・造園関連の実務経験が2年以上ある者
- (4) 医療・福祉・介護、健康関連の国家資格（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、保育士、歯科衛生士、救急救命士、薬剤師、はり師、きゅう師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師又は管理栄養士）を有する者
- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者及び令和5年3月31日までに授与される見込みの者
- (6) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者若しくは令和5年3月までに修了見込みの者又はこれらに準ずる者
- (7) 昭和28年文部省告示第5号により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (8) 学校教育法施行規則第155条第1項第5号の規定により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（同規定に係る専修学校の専門課程修了者）
- (9) その他園芸療法課程の教育を受けることができる水準以上の能力があると県立淡路景観園芸学校において認められた者

7 応募手続

(1) 応募書類

ア 受講願書

イ 出願理由書

(2) 応募書類の配布

兵庫県立淡路景観園芸学校及び兵庫県まちづくり部公園緑地課において配布する。

なお、応募書類を兵庫県立淡路景観園芸学校へ郵便で請求することができる。この場合は、封筒の表に「園芸療法課程受講生募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（住所、氏名及び郵便番号を明記し、210円分の切手を貼付した角形2号の封筒）を同封すること。

(3) 受付期間

令和5年2月6日（月）から同月14日（火）まで

なお、郵送の場合は、簡易書留とし、令和5年2月14日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 提出先

〒656-1726 淡路市野島常盤954-2

兵庫県立淡路景観園芸学校

8 結果発表

(1) 発表日

令和5年2月28日（火）

(2) 発表方法等

受験者全員に郵便により通知するとともに、結果発表日の午後1時以降、兵庫県立淡路景観園芸学校に合格者の受験番号を掲示する。

また、兵庫県立淡路景観園芸学校ホームページに合格者の受験番号を掲載する。

9 応募についての問合せ先

兵庫県立淡路景観園芸学校 普及指導課

電話番号 (0799) 82-3455（平日午前9時から午後5時まで）

ファックス番号 (0799) 82-3124

電子メールアドレス alpha@awaji.ac.jp

~~~~~

**入札公告**

次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年2月3日

契約担当者

中播磨県民センター長 法 田 尚 己

**1 調達内容****(1) 調達物品及び数量**

LED道路照明灯の賃貸借 数量 3,077灯

**(2) 調達物品の特質等**

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

**(3) 契約期間**

令和6年3月21日(木)から令和16年3月20日(月)まで(120箇月)

**(4) 納入場所**

契約担当者が仕様書等で指定する場所

**(5) 入札方法**

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(月額)の110分の100に相当する金額で入札すること。

**2 一般競争入札参加資格**

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 当該物品を第三者をして貸し付けようとする者は、当該物品を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付できる能力を有することを証明した者であること。

**3 入札の参加申込及び入札の方法等**

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒670-0947 兵庫県姫路市北条1-98

中播磨県民センター県民交流室総務防災課 担当 小濱

電話 (079) 281-9031 F A X (079) 285-1102

(2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和5年2月3日(金)から同月16日(木)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札の日時

日時 令和5年3月17日(金) 午前11時00分

場所 兵庫県姫路総合庁舎501会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9

項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和5年3月16日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

#### 4 仕様確認について

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

##### ア 受付期間

令和5年2月3日（金）から同月17日（金）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

##### イ 受付場所

上記3(1)に同じ

##### ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

##### エ 提出方法

持参又はFAXにより提出すること。

##### オ 確認の結果

令和5年2月28日（火）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

#### 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算して得た額に契約期間120箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年3月15日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和5年3月31日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Naoki Houda, Executive Director General of Naka-Harima District Administration Center

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

3,077 (three-thousand and seventy-seven) sets of LED road lighting (leasing contract)

(3) Lease period: March 21, 2024- March 20, 2034

(4) Delivery place:

Nakaharima District Administration Office (as specified in the specifications)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 February 16, 2023

(6) Deadline for tender:

11:00 March 17, 2023 by direct delivery

17:00 March 16, 2023 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Kohama, General Affairs Office, Naka-Harima District Administration Office,

Hyogo Prefectural Government 1-98, Hojo, Himeji City, Hyogo 670-0947

Tel 079-281-9031